平成１９年度
財団法人千葉市保健医療事業団
事業計画書

財団法人千葉市保健医療事業団

平成１９年度事業計画書

第１　事業活動方針

本年度も本事業団の寄付行為に掲げられた目的を達成するため、自主事業を強化するとともに、千葉市からの指定管理、受託事業を着実に実施するため様々な事業を展開する。

第一に市民が「健康で明るく生きがいに満ちた生活」が送れるよう、疾病予防・健康増進の推進を図るため、「新世紀ちば健康プラン（健康日本21・千葉市計画）」（平成14年12月・千葉市策定）に基づき、市民ぐるみの健康づくり運動を積極的に展開する。

第二は、指定管理者に指定されている、休日救急診療所の管理運営事業にあたっては、以前にもまして、サービスの向上・効率化を推し進める。

第三に、救急医療に対処するため、休日・夜間二次医療機関の確保を図るとともに、複合施設としての「千葉市総合保健医療センター」全体の管理を行い、もって市民の健康管理に寄与する。

第四に、介護保険法等に基づき、訪問看護ステーション事業を実施するほか、居宅介護支援事業の充実を図り、在宅療養者に対する介護サービス計画の作成を支援するとともに、きめ細い訪問看護サービスの提供を図る。

第五に、不足する看護師の確保を図るとともに、高度化・多様化する医療や看護に適切に対応する技術と知識を修得した看護師を養成し、地域医療の発展に貢献するため、千葉市青葉看護専門学校を平成19年4月に開校し適切な運営を行う。

これらの事業を展開するにあたり、2年次目を迎える経営改善計画を着実に実施し市民サービスの向上、経営の効率化を図る。

第２　事業内容

１　自主事業

（１）健康づくり推進事業

市民一人ひとりが健康への意識を高め、健康づくりに取り組めるよう、保健医療関係機関・団体や市民団体等と連携し、市民の健康づくり活動を支援する。

ア　新世紀ちば健康プラン推進協議会

市民の健康づくりを支援するための推進母体である「新世紀ちば健康プラン推進協議会」の事務局として、関係機関等との連携を密にしながら、「新世紀ちば健康プラン21」の普及・啓発を民間の立場から支援し、市民総ぐるみの健康づくり運動を推進するとともに、会員相互の連携や支援環境整備等の活動を行う。

（ア）情報誌の発行

会員相互の情報交換を主な目的に、情報誌を年4回発行

（イ）共催・後援事業について

新世紀ちば健康プラン推進協議会の主旨に合致する講演会・イベント等には、積極的に共催・後援を行う

（ウ）普及・啓発活動について

市民等への健康づくり運動を広めるため、健康づくり大会や各種共催・後援事業あるいは、ホームページ等あらゆる機会を通じて普及・啓発活動を展開する。

（エ）会員の拡充について

協議会の活動をより効果的なものとするため、健康づくり運動を担う団体の会員を積極的に募集していく。

イ　市民健康づくり大会

「新世紀ちば健康プラン21」の普及定着を図るため、毎年10月の「市民健康づくり週間」に合わせ、推進協議会会員等の協力・参加を得ながら、「市民健康づくり大会」を開催する。

（２）救急医療知識の普及啓発事業

今後、ますます増加することが予想される救急医療需要に対処するため、救急医療知識の普及啓発及び救急法等講習会を行う。

ア　救急フェア

「救急の日（9月9日）」にちなみ、千葉市、千葉市医師会、千葉市薬剤師会と共催で「救急フェア」を9月8日に開催し、救急に対する知識と対処の方法を市民に広める。

内容は、健康相談、救急車両等の展示公開、応急手当の実技、各種団体によるアトラクション及び応急処置方法のチラシ配布等を行う。

イ　救急法等講習会

市民を対象に救急法、心肺蘇生法等に関する知識の普及を図るとともに、基本的な実技指導について講習会を開催する。

（３）訪問看護ステーション事業等（特別会計）

在宅療養者に対し必要な看護サービスを提供し、住み慣れた地域社会で療養できるようにするとともに、介護者の負担を軽減する他、在宅療養者の支援サービスを円滑に行うため、きめの細かいサービス計画を提供する。

ア　訪問看護ステーション事業

訪問看護の対象者は、介護保険が35人、医療保険10人で合計45人、訪問看護の予定回

数は合計2,736回を見込んでいる。

当事業団の特性ある事業展開として、対象者は小児から老人まで年齢を問わず市内全域とする。また、難病（小児慢性特定疾患等）により処遇困難な対象者に対して、その申請窓口である保健所と連携をとり、受け入れをスムーズに行う。

イ　居宅介護支援事業

居宅介護支援の対象者は35人、予定計画件数は420件を見込んでいる。また、訪問看護サービスと一体となり、効果的なサービスの提供をしていく。

（４）看護師養成施設事業（特別会計）

高齢化の進展や医療の高度化・多様化等に伴い、需要が増大している看護師を育成し、市内の医療機関へ安定的な供給を図る。

ア　教育理念

豊かな人間性と専門職業人として生涯にわたって成長する力を培い、地域社会に貢献できる看護の実践者を育成する。

イ　教育目的

看護師として必要な基本的専門知識及び技術を教授し、地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与する看護の実践者を育成する。

ウ　定員

第1看護学科　　40人
第2看護学科　　40人

エ　学校行事

4月　　入学式、入学ガイダンス、新入生交流会、特別講演
6月　　第1護学科病院見学実習（青葉病院、海浜病院）
7月　　第2看護学科基礎看護学実習Ⅰ（青葉病院、海浜病院）
8月　　夏休みオープンキャンパス
9月　　防災訓練
11月　　オープンキャンパス、文化祭
12月　　学生募集
1月　　入学試験
2月　　第1看護学科病院見学実習（千葉大学医学部附属病院）

第2看護学科基礎看護学実習Ⅱ（青葉病院、海浜病院）

3月　　終業式

2　指定管理事業

千葉市から指定を受けて、千葉市休日救急診療所の管理運営を行う。

（1）千葉市休日救急診療所の管理運営事業

休日救急診療所の管理運営を、千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会等の協力を得て実施する。

ア　休日救急診療（年間72日）

診　療　日	診 療 時 間	診　　療　　科　　目
日曜日・祝日 年末年始	午前9時から 午後5時まで	内科・小児科・外科・整形外科 耳鼻いんこう科・眼科・歯科

イ　ねたきり老人・心身障害者（児）歯科診療（年間43日）

診 療 日	診　　療　　時　　間	受 診 方 法
木曜日	午前9時30分から午後0時30分まで	予 約 制

ウ　休日救急診療及びねたきり老人・心身障害者（児）歯科診療に伴う調剤業務を行う。

（2）災害時医薬品等備蓄事業

千葉市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合に医療救護活動が迅速かつ円滑にできるよう、休日救急診療所の医薬品・診療材料等の備蓄管理を行う。

3　受託事業

千葉市からの委託を受けて、休日・夜間二次医療機関の確保等や総合保健医療センターの管理を行う。

（1）救急医療確保対策事業

休日や夜間の救急患者に対応するため、医療機関の確保や在宅による産婦人科当番医制の実施と、テレフォンサービスによる診療案内等を行う。

ア　産婦人科在宅当番医制

市内の産婦人科35医療機関の輪番により、休日等の産婦人科の急病患者に対する初期診療を実施する。

イ　テレフォンサービス

区　　分	電　話　番　号	案　内　日	案　内　時　間
千葉市休日救急診療所	(244)5353	日曜日 祝　日 年末年始	午前8時00分から 午後4時15分まで
産婦人科休日緊急当番医	(244)0202		午前8時00分から 午後5時00分まで
夜間開院医療機関案内	(246)9797	上記を除く	午後5時30分から 午後7時30分まで
夜間外科系初期救急医療機関案内	(244)8080	毎　　日	午前8時00分から 翌日午前6時分まで

ウ　二次医療機関確保（病院群輪番制）

休日等及び毎夜間の二次医療機関を市内の病院の協力を得て確保する。

（単位：施設）

区　　分		内　　科	小児科	外　　科	整形外科	産婦人科
千葉市休日救急診療所	協力病院数	19	5	13	10	4
	待機病院数	2	2	1	1	1
夜間救急初期診療部	協力病院数	18	4	—	—	—
	待機病院数	2	2	—	—	—

エ　年末年始一次医療機関確保

年末年始における内科・小児科の急病患者に対する初期診療の拡充を図る。

オ　夜間外科系救急医療機関確保

夜間の外科系患者（一般外科・消化器外科・整形外科）に対応するための初期診療(1医療機関）及び後方支援医療機関（1医療機関）の確保を図る。

（２）訪問歯科診療事業

身体の状態や介護者がいない等により、歯科診療の機会に恵まれないねたきり等の方の歯科診療を確保するため、訪問歯科診療を実施する。なお、平成17年度より対象年齢の引き下げを図り、40歳から対象とした。（平成19年度　予定件数105件）

（３）総合保健医療センター管理事業

行政施設（保健所・環境保健研究所・環境情報センター等）と救急医療関係施設等との複合施設である総合保健医療センターを、経済性・効率性から一元的な管理を行う。

４　経営改善計画の実施

外郭団体の自立化と効率的な運営を目指して作成された経営改善計画の2年次目として数値目標を着実に実施する。